

頁	旧	新	摘要
2	<p><b>第1編 総則</b>  <b>第1章 計画の目的</b>  <b>第2節 計画の性格</b>  <b>4 愛知県地域強靱化計画との関係</b></p> <p><u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。</u></p> <p><u>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、</u>同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</p> <p>(3) 町民の財産及び公共施設、<u>愛知県を始め中部圏全体の</u>産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。</p>	<p><b>第1編 総則</b>  <b>第1章 計画の目的</b>  <b>第2節 計画の性格</b>  <b>4 蟹江町国土強靱化地域計画との関係</b></p> <p><u>蟹江町国土強靱化地域計画は、蟹江町総合計画とならび蟹江町地域防災計画を含めた他計画の上位計画に位置付けられる「アンブレラ計画」としての性格を有する。</u></p> <p><u>このため、本計画は蟹江町国土強靱化地域計画を指針とし、</u>同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</p> <p>(3) 町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。</p>	<p>表記の整理                      (蟹江町国土強靱化地域計画との整合)</p>
2	<p><b>5 他の計画との関係</b></p> <p>(2) この計画は、防災に関する総合的な計画であり、「蟹江町総合計画」などの他の計画との整合性については、十分に配慮するものとする。</p> <p>(3) 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び<u>石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」</u>とも十分な調整を図るものとする。</p>	<p><b>5 他の計画との関係</b></p> <p>(2) この計画は、防災に関する総合的な計画であり、<u>「蟹江町国土強靱化地域計画」「蟹江町総合計画」</u>などの他の計画との整合性については、十分に配慮するものとする。</p> <p>(3) 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び<u>「海部地区水防事務組合水防計画」</u>とも十分な調整を図るものとする。</p>	<p>表記の整理                      (蟹江町国土強靱化地域計画及び海部地区水防事務組合水防計画との整合)</p>
16	<p><b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>  <b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>  <b>3 指定地方行政機関</b>  <b>東海財務局</b></p> <p>(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る<u>うえからできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。</u></p>	<p><b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>  <b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>  <b>3 指定地方行政機関</b>  <b>東海財務局</b></p> <p>(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る<u>ため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。</u></p>	<p>表記の整理                      (財務省防災業務計画との整合)</p>
21	<p><b>5 指定公共機関</b>  <b>中日本高速道路株式会社</b></p> <p><u>高速自動車国道、一般有料道路</u>の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>	<p><b>5 指定公共機関</b>  <b>中日本高速道路株式会社</b></p> <p><u>高速道路</u>の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>	<p>表記の整理                      (高速道路株式会社法との整合)</p>
30	<p><b>第2編 災害予防</b>  <b>第1章 防災協働社会の形成推進</b></p>	<p><b>第2編 災害予防</b>  <b>第1章 防災協働社会の形成推進</b></p>	

頁	旧	新	摘要
30	<p><b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b></p> <p><b>3 自主防災組織における措置</b></p> <p>(2) 災害発生時の活動</p> <p><u>なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p><b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b></p> <p><b>3 自主防災組織における措置</b></p> <p>(2) 災害発生時の活動</p> <p><u>(削除)</u></p>	表記の整理
34	<p><b>第2章 建築物等の安全化</b></p> <p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、<u>一層耐震性を強化して倒壊防止に</u>努める必要がある。</p>	<p><b>第2章 建築物等の安全化</b></p> <p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、<u>発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように</u>努める必要がある。</p>	表記の整理
36	<p><b>第1節 建築物の耐震推進</b></p> <p><b>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</b></p> <p>(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進</p> <p>イ 民間木造住宅耐震改修費補助事業の実施</p> <p>町は、県の助成を受け、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された従来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅）の耐震改修を伴う工事に対し、予算の範囲内においてその工事に要する費用の一部を補助する民間木造住宅耐震改修費補助事業を実施する。</p> <p>ウ 民間木造住宅段階的耐震改修費補助事業の実施</p> <p>町は、県の助成を受け、木造住宅耐震診断の結果、判定値が0.4未滿と診断された旧基準木造住宅について、まずは倒壊を防ぐ程度にまで改修し、最終的には耐震化を促進するため耐震改修を伴う工事に対し、予算の範囲内においてその工事に要する費用の一部を補助する民間木造住宅段階的耐震改修費補助事業を実施する。</p>	<p><b>第1節 建築物の耐震推進</b></p> <p><b>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</b></p> <p>(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進</p> <p>イ 民間木造住宅耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業の実施</p> <p>町は、県の助成を受け、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された従来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅）の耐震改修・<u>除却</u>を伴う工事に対し、予算の範囲内においてその工事に要する費用の一部を補助する民間木造住宅耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業を実施する。</p> <p>ウ 民間木造住宅段階的耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業の実施</p> <p>町は、県の助成を受け、木造住宅耐震診断の結果、判定値が0.4以下と診断された旧基準木造住宅について、まずは倒壊を防ぐ程度にまで改修し、最終的には耐震化を促進するため耐震改修・<u>除却</u>を伴う工事に対し、予算の範囲内においてその工事に要する費用の一部を補助する民間木造住宅段階的耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業を実施する。</p>	除却費補助事業の追記等  蟹江町要綱に合わせた修正
38	<p><b>第2節 交通関係施設等の整備</b></p> <p><b>2 道路施設</b></p> <p>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p> <p>南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改</p>	<p><b>第2節 交通関係施設等の整備</b></p> <p><b>2 道路施設</b></p> <p>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定</p> <p>南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改</p>	表記の整理

頁	旧	新	摘要
38	<p>修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。</p>	<p>修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。</p>	
42	<p><b>第3節 ライフライン関係施設等の整備</b>  <b>4 上水道</b>                      (1) 施設の防災性の強化                      水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。                      また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第3節 ライフライン関係施設等の整備</b>  <b>4 上水道</b>                      (1) 施設の防災性の強化                      水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。                      また、<u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、</u>水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>水道の耐震化計画等策定指針等に基づく修正                      (表記は下水道の対策と整合)</p>
70	<p><b>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>  <b>第2節 要配慮者支援対策</b>  <b>1 町、県及び社会福祉施設等管理者における措置</b>                      (3) 避難行動要支援者対策                      ア 町は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、「蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱（平成27年蟹江町要綱第1号）」に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。                      さらに、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当</p>	<p><b>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>  <b>第2節 要配慮者支援対策</b>  <b>1 町、県及び社会福祉施設等管理者における措置</b>                      (3) 避難行動要支援者対策                      ア 町は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、「蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱（平成27年蟹江町要綱第1号）」に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。                      さらに、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当</p>	<p>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正</p>

頁	旧	新	摘 要
70	<p>該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等                      (ア) 要配慮者の把握                      町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。</p> <p>(イ) 避難行動要支援者名簿の作成                      町は、日頃から避難行動要支援者の詳細情報の把握に努め、民生委員、児童委員や自主防災組織などの避難支援者への情報提供が行えるよう、本人あるいは本人の家族の同意が得られた要<u>援護</u>者を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成する。台帳には、該当要件となる情報、本人の身体等状況、必要な支援の内容、車椅子の有無、緊急時の連絡先、家族の同居状況、手助けいただく地域協力者、想定する避難場所などを記載する。また、可能な限り実態に即した情報を名簿作成担当部局間で適宜共有するとともに定期的に更新を行うものとする。</p>	<p>該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等                      (ア) 要配慮者の把握                      町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。</p> <p><u>なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p> <p>(イ) 避難行動要支援者名簿の作成                      町は、日頃から避難行動要支援者の詳細情報の把握に努め、民生委員、児童委員や自主防災組織などの避難支援者への情報提供が行えるよう、本人あるいは本人の家族の同意が得られた要<u>支援</u>者を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成する。台帳には、該当要件となる情報、本人の身体等状況、必要な支援の内容、車椅子の有無、緊急時の連絡先、家族の同居状況、手助けいただく地域協力者、想定する避難場所などを記載する。また、可能な限り実態に即した情報を名簿作成担当部局間で適宜共有するとともに定期的に更新を行うものとする。</p>	
93	<p><b>第 1 1 章 防災訓練及び防災意識の向上</b>  <b>第 2 節 防災のための意識啓発・広報</b>  <b>1 町、県、蟹江警察署及び名古屋地方気象台等における措置</b>                      (2) 防災に関する知識の普及                      町及び県は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催</p>	<p><b>第 1 1 章 防災訓練及び防災意識の向上</b>  <b>第 2 節 防災のための意識啓発・広報</b>  <b>1 町、県、蟹江警察署及び名古屋地方気象台等における措置</b>                      (2) 防災に関する知識の普及                      町及び県は、防災週間<u>及び津波防災の日</u>等を通じ、各種講習会、</p>	<p>表記の整理</p>



頁	旧	新	摘要
93	<p>し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。</p> <p>また、町及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、住民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</p> <p>ア～ウ（略）</p>	<p>イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。</p> <p>また、町及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、住民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p><u>さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u></p>	<p>表記の整理 （防災人材育成の主体の追記）</p>
94	<p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>町及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、各家庭においては7日分程度の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等生活物資を常時家庭内に備蓄し、うち3日分程度を非常持ち出し用として準備しておくよう、家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p>	<p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>町及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、各家庭においては7日分程度の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等<u>の生活必需品について、</u>生活物資を常時家庭内に備蓄し、うち3日分程度を非常持ち出し用として準備しておくよう、家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
117	<p><b>第3編 災害応急対策</b> <b>第2章 避難行動</b> <b>第1節 津波警報等の伝達</b> <b>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>(2) 地震に関する情報等</p> <p>ア 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上<u>の揺れが予想された</u>場合に、震度4以上<u>が予想される</u>地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策</b> <b>第2章 避難行動</b> <b>第1節 津波警報等の伝達</b> <b>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>(2) 地震に関する情報等</p> <p>ア 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上<u>を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合</u>に、震度4以上<u>を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域</u>に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p>	<p>緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに伴う修正</p>

頁	旧	新	摘要
117	<p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等され<u>たときに</u>、緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上<u>のもの</u>を特別警報に位置付けている。</p>	<p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等される<u>場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に</u>緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上<u>または長周期地震動階級4</u>を特別警報に位置付けている。</p>	
124	<p><b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>  <b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>  <b>1 町における措置</b>            (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集            捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で安否不明<u>者</u>・行方不明となった者について、蟹江警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。            (略)</p>	<p><b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>  <b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>  <b>1 町における措置</b>            (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集            捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で安否不明・行方不明となった者について、蟹江警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。            (略)</p>	表記の整理
126	<p><b>第2節 通信手段の確保</b>  <b>1 町、県（防災安全局、関係局）及び防災関係機関における措置</b>            (1) 無線通信機器の配置と集中統制運用            総務対策部及び消防対策部は、災害対策時に活用する県防災行政無線、町防災行政無線、消防用無線、救急無線等の無線通信機器等の状況を把握し、総合的に管理する。            なお、以上の無線通信によっても通信が十分に行うことができない場合には、他の防災機関、<u>アマチュア無線クラブ</u>等に通信の依頼を行うなどの対策を行う。</p>	<p><b>第2節 通信手段の確保</b>  <b>1 町、県（防災安全局、関係局）及び防災関係機関における措置</b>            (1) 無線通信機器の配置と集中統制運用            総務対策部及び消防対策部は、災害対策時に活用する県防災行政無線、町防災行政無線、消防用無線、救急無線等の無線通信機器等の状況を把握し、総合的に管理する。            なお、以上の無線通信によっても通信が十分に行うことができない場合には、他の防災機関等に通信の依頼を行うなどの対策を行う。</p>	表記の整理
127	<p>(6) 専用通信の使用            防災関係機関は、情報連絡手段として、無線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。</p>	<p>(6) 専用通信の使用            防災関係機関は、情報連絡手段として、無線<u>又は有線</u>を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。</p>	回線の整備状況に合わせた修正
128	<p>(9) 電話・電報施設の優先利用            ア 一般電話及び電報            (イ) 非常扱いの電報            天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報</p>	<p>(9) 電話・電報施設の優先利用            ア 一般電話及び電報            (イ) 非常扱いの電報            天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報</p>	

頁	旧	新	摘要																																																																																																																														
129	<p>に優先して取り扱われる。 利用できる通信の内容は、非常通話及び緊急通話に準ずる。利用方法は、受付電話番号の(052-935-4842)に電話し、非常又は緊急であることを告げる。</p> <p>(12) その他の通信連絡手段 以上の通信手段のほかに、消防本部が有する消防無線、救急無線が整備されている。 これらについては、それぞれの業務目的に応じた利用が行われるものであるが、町本部において必要な通信については、これらの一時的な利用も検討する。 また本町のアマチュア無線クラブとは、災害時を想定した通信訓練等を実施し、災害時の協力体制を平常時から構築しておく。 また、町の通信機器等が有効に機能せず、他機関の保有する専用電話等も利用できない場合には、アマチュア無線クラブに通信を依頼する。</p>	<p>に優先して取り扱われる。 利用できる通信の内容は、非常通話及び緊急通話に準ずる。利用方法は、受付電話番号の(115)に電話し、非常又は緊急であることを告げる。</p> <p>(12) その他の通信連絡手段 以上の通信手段のほかに、消防本部が有する消防無線、救急無線が整備されている。 これらについては、それぞれの業務目的に応じた利用が行われるものであるが、町本部において必要な通信については、これらの一時的な利用も検討する。 また本町のアマチュア無線により災害支援活動を希望される方とは、災害時を想定した通信訓練等を実施し、災害時の協力体制を平常時から構築しておく。 町の通信機器等が有効に機能せず、他機関の保有する専用電話等も利用できない場合には、アマチュア無線通信を活用する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>現状に沿った連携体制とするための修正</p>																																																																																																																														
144	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b> <b>第5節 防災活動拠点の確保等</b> <b>2 防災活動拠点の確保等</b> (1) 地区防災活動拠点 <b>表1 防災活動拠点の区分と要件等</b></p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>応援の 規模</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(追加)</td> </tr> </table>	区分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)	設置主体	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県	災害想定 の規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)	応援の 規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)	役割	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)	拠点数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)	要件	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)	施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b> <b>第5節 防災活動拠点の確保等</b> <b>2 防災活動拠点の確保等</b> (1) 地区防災活動拠点 <b>表1 防災活動拠点の区分と要件等</b></p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>7ゼロメートル 地帯広域防災 活動拠点</td> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>広域の市町村に及 ぶ災害 ・大規模な地震 災害 ・大規模な風水 害等</td> </tr> <tr> <td>応援の 規模</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>中部・全国の都道 府県等</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>広域、全県的な活 動拠点</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>県内に4か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>1ヘクタール程度 以上 大型・中型ヘリコ プターの離着陸が 可能</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>倉庫等</td> </tr> </table>	区分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7ゼロメートル 地帯広域防災 活動拠点	設置主体	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県	災害想定 の規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	広域の市町村に及 ぶ災害 ・大規模な地震 災害 ・大規模な風水 害等	応援の 規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	中部・全国の都道 府県等	役割	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	広域、全県的な活 動拠点	拠点数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県内に4か所	要件	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1ヘクタール程度 以上 大型・中型ヘリコ プターの離着陸が 可能	施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	倉庫等	<p>ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた修正</p>
区分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)																																																																																																																										
設置主体	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県																																																																																																																										
災害想定 の規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)																																																																																																																										
応援の 規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)																																																																																																																										
役割	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)																																																																																																																										
拠点数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)																																																																																																																										
要件	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)																																																																																																																										
	施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)																																																																																																																										
区分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7ゼロメートル 地帯広域防災 活動拠点																																																																																																																										
設置主体	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県																																																																																																																										
災害想定 の規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	広域の市町村に及 ぶ災害 ・大規模な地震 災害 ・大規模な風水 害等																																																																																																																										
応援の 規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	中部・全国の都道 府県等																																																																																																																										
役割	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	広域、全県的な活 動拠点																																																																																																																										
拠点数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県内に4か所																																																																																																																										
要件	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1ヘクタール程度 以上 大型・中型ヘリコ プターの離着陸が 可能																																																																																																																										
	施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	倉庫等																																																																																																																										

頁	旧								新								摘要																				
	設備								設備																												
175	<b>第9章 浸水・津波対策</b> <b>第1節 浸水対策</b> <b>1 町、県（建設局、農林基盤局）及び関係機関における措置</b> (2) 浸水対策資機材 <u>(追加)</u>								<b>第9章 浸水・津波対策</b> <b>第1節 浸水対策</b> <b>1 町、県（建設局、農林基盤局）及び関係機関における措置</b> (2) 浸水対策資機材 <u>イ 県は、蟹江町の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため水防資機材を確保するものとし、町長から要請があった場合には、状況を勘案して応急支援する。</u>								表記の整理																				
175	<b>第2節 堤防の破堤による浸水対策</b> <b>1 町における措置</b> (1) 情報の伝達等 地震発生後の地震・津波情報等の町への伝達は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に定めるところにより行われるが、町はこれらに基づき、町防災行政無線(同報系無線)、 <u>サイレン、半鐘様々な</u> 手段を活用して、直ちに住民等への津波災害に備えた情報伝達・広報を行う。 (2) 避難情報の発令等 イ 町は、強い地震、又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを伴う地震を覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、町防災行政無線(同報系無線)、 <u>広報車</u> 等により避難情報を発令するとともに、 <u>避難所の開設を行う</u>								<b>第2節 堤防の破堤による浸水対策</b> <b>1 町における措置</b> (1) 情報の伝達等 地震発生後の地震・津波情報等の町への伝達は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に定めるところにより行われるが、町はこれらに基づき、 <u>Jアラートと連動した</u> 町防災行政無線(同報系無線)、 <u>等</u> の手段を活用して、直ちに住民等への津波災害に備えた情報伝達・広報を行う。 (2) 避難情報の発令等 イ 町は、強い地震、又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを伴う地震を覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、町防災行政無線(同報系無線) 等により避難情報を発令する。								表記の整理																				
183	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b> <b>第1節 給水</b> <b>2 応急給水</b> (4) 応急給水量は、下記に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。 <u>(4 応急給水システムより移動)</u>								<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b> <b>第1節 給水</b> <b>2 応急給水</b> (4) 応急給水量は、下記に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地震発生からの日数</th> <th style="text-align: center;">目標水量 (ℓ/人・日)</th> <th style="text-align: center;">住民の水の運搬距離</th> <th style="text-align: center;">主な給水方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>発生～3日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>概ね1km以内</u></td> <td style="text-align: center;"><u>耐震性貯水槽、タンク車</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4日～10日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>20</u></td> <td style="text-align: center;"><u>概ね250m以内</u></td> <td style="text-align: center;"><u>配水幹線等からの仮設給水栓</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>11日～21日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100</u></td> <td style="text-align: center;"><u>概ね100m以内</u></td> <td style="text-align: center;"><u>同上</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>22日～28日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>被災前給水量 (約250)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>概ね10m以内</u></td> <td style="text-align: center;"><u>仮配管から各給水共用栓</u></td> </tr> </tbody> </table> <u>ア 目標量と応急給水の目標</u>								地震発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法	<u>発生～3日</u>	<u>3</u>	<u>概ね1km以内</u>	<u>耐震性貯水槽、タンク車</u>	<u>4日～10日</u>	<u>20</u>	<u>概ね250m以内</u>	<u>配水幹線等からの仮設給水栓</u>	<u>11日～21日</u>	<u>100</u>	<u>概ね100m以内</u>	<u>同上</u>	<u>22日～28日</u>	<u>被災前給水量 (約250)</u>	<u>概ね10m以内</u>	<u>仮配管から各給水共用栓</u>	表記の整理  「4 応急給水システム」から移動
地震発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法																																		
<u>発生～3日</u>	<u>3</u>	<u>概ね1km以内</u>	<u>耐震性貯水槽、タンク車</u>																																		
<u>4日～10日</u>	<u>20</u>	<u>概ね250m以内</u>	<u>配水幹線等からの仮設給水栓</u>																																		
<u>11日～21日</u>	<u>100</u>	<u>概ね100m以内</u>	<u>同上</u>																																		
<u>22日～28日</u>	<u>被災前給水量 (約250)</u>	<u>概ね10m以内</u>	<u>仮配管から各給水共用栓</u>																																		



頁	旧	新	摘要								
		<p><u>応急給水は、施設の復旧に合わせ、段階的に増加させ、町民がより近い場所からより多くの水を得られるようにする。</u></p> <p><u>イ 応急給水実施の優先順位</u>  <u>医療施設、避難所等の重要施設への給水は、災害発生直後から確保するものとし、更に、高齢者、障害者等の要配慮者利用施設には、優先的に給水車を配備する。</u></p> <p><u>ウ 給水拠点の確保</u>  <u>給水拠点は、水道施設の被災状況に応じて、できる限り町民の身近で行い、その後の施設の復旧に伴い、給水拠点を増やしていく。</u></p> <p><u>エ 町民への広報</u>  <u>広報車、広報紙、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞）、自治会、自主防災組織等を通じて給水時間や場所、断水の解消見込み等の広報活動を行う。</u>  <u>なお、報道機関に対しては、全面的な協力を求め、定期的に情報を提供する。更に、外国人向けの情報伝達手段として、外国語でのラジオ放送や通訳、ボランティアによる災害情報の伝達を実施する。</u></p>									
183  184	<p><b>3 応急体制</b> <u>(追加)</u></p>	<p><b>3 応急体制</b></p> <p><u>(3) 県は、被害状況により、必要があると認めたときは、応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。</u></p> <p><u>(4) 県の応援体制については「愛知県災害対策実施要綱」に定める事務分担による。</u></p> <p><u>(5) 県は、応急給水の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。</u></p> <p><u>(6) 県は、町への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。特に近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画に整合</p>								
	<p><b>4 応急給水システム</b></p> <p><u>(1) 目標量と応急給水の目標</u>  <u>応急給水は、施設の復旧に合わせ、段階的に増加させ、町民がより近い場所からより多くの水を得られるようにする。</u></p> <table border="1" data-bbox="190 1380 1064 1460"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 1380 414 1428"><u>地震発生からの日数</u></th> <th data-bbox="414 1380 627 1428"><u>目標水量(ℓ/人・日)</u></th> <th data-bbox="627 1380 851 1428"><u>町民の水の運搬距離</u></th> <th data-bbox="851 1380 1064 1428"><u>主な給水方法</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 1428 414 1460">発生～3日</td> <td data-bbox="414 1428 627 1460">3</td> <td data-bbox="627 1428 851 1460">概ね1km以内</td> <td data-bbox="851 1428 1064 1460">耐震性貯水槽、</td> </tr> </tbody> </table>	<u>地震発生からの日数</u>	<u>目標水量(ℓ/人・日)</u>	<u>町民の水の運搬距離</u>	<u>主な給水方法</u>	発生～3日	3	概ね1km以内	耐震性貯水槽、	<p><u>(2 応急給水へ移動)</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>「2 応急給水」へ移動</p>
<u>地震発生からの日数</u>	<u>目標水量(ℓ/人・日)</u>	<u>町民の水の運搬距離</u>	<u>主な給水方法</u>								
発生～3日	3	概ね1km以内	耐震性貯水槽、								

頁	旧				新	摘要
	4日～10日	20	概ね 250m 以内	タンク車 配水幹線等からの 仮設給水栓		
	11日～21日	100	概ね 100m 以内	同上		
	22日～28日	被災前給水量 (約 250)	概ね 10m 以内	仮配管から 各給水共用栓		
	<p><u>(2) 応急給水実施の優先順位</u>  <u>医療施設、避難所等の重要施設への給水は、災害発生直後から確保するものとし、更に、高齢者、障害者等の要配慮者利用施設には、優先的に給水車を配備する。</u></p> <p><u>(3) 給水拠点の確保</u>  <u>給水拠点は、水道施設の被災状況に応じて、できる限り町民の身近で行い、その後の施設の復旧に伴い、給水拠点を増やしていく。</u></p> <p><u>(4) 町民への広報</u>  <u>ア 広報車、広報紙、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞）、自治会、自主防災組織等を通じて給水時間や場所、断水の解消見込み等の広報活動を行う。</u>  <u>なお、報道機関に対しては、全面的な協力を求め、定期的に情報を提供する。更に、外国人向けの情報伝達手段として、外国語でのラジオ放送や通訳、ボランティアによる災害情報の伝達を実施する。</u>  <u>イ 給水拠点では、水の使用上の注意点等についても広報する。</u>  <u>ウ 近隣市町村との相互応援体制については、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて実施する。</u></p>				<p>(削除) (削除)</p>	
	<p><b>5 応急給水体制の確立</b>  <u>応急給水体制については、「大規模地震対策特別措置法」の計画に準じて実施する。</u>  <u>また、近隣市町村との相互応援体制については、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて実施する。</u></p>				<p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p>
184	<p><b>6 災害救助法の適用</b> (略)</p>				<p><b>4 災害救助法の適用</b> (略)</p>	<p>表記の整理</p>
198	<p><b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>  <b>第3節 上水道施設対策</b>  <b>1 町及び県における措置</b></p>				<p><b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>  <b>第3節 上水道施設対策</b>  <b>1 水道事業者（町及び県）における措置</b>  <u>被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機</u></p>	<p>表記の整理          県計画に整合</p>

頁	旧	新	摘要
198	<p>(1) 応急復旧活動の実施</p> <p>ア 配管設備破損の場合</p> <p>(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。</p> <p>(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。</p> <p>(ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、<u>町</u>等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。</p> <p>イ 水源破壊の場合</p> <p>復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。</p> <p>(2) 応援の要請</p> <p>ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。</p> <p>イ 県は、被害状況により必要があると認めるときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 応援・受援体制の確立</p> <p>被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。</p>	<p><u>能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。</u></p> <p>(1) 応急復旧活動の実施</p> <p>ア 配管設備破損の場合</p> <p>(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。</p> <p>(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。</p> <p>(ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、<u>県水受水市町村</u>等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。</p> <p>イ 水源破壊の場合</p> <p>復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。</p> <p>(2) 応援の要請</p> <p>ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。</p> <p>イ 県は、被害状況により必要があると認めるときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。</p> <p><u>ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。</u></p> <p>(3) 応援・受援体制の確立</p> <p>被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。</p>	